

京都府地域公共交通みえる化・連携推進人づくり事業業務委託
落札者決定基準

京都府地域公共交通みえる化・連携推進人づくり事業業務委託に係る総合評価競争入札において、入札参加者から提出された各評価項目の評価に当たり、入札価格の評価（以下「価格評価点」という。）及び企画提案に対する評価（以下「技術評価点」という。）の観点で評価する。

落札者の決定に当たっては、最適な事業者を選定するため、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある入札者のうち、価格評価点及び技術評価点の合計点（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

1 総合評価の方法

（1）評価値

評価値の満点を 300 点とし、その内訳は価格評価点を 100 点、技術評価点を 200 点とする。さらに、技術評価点は仕様の適合性等「価格と同等に評価できる項目」の評価を 100 点、企画提案の創造性や新規性等「価格と同等に評価できない項目」の評価を 100 点とする。

（2）価格評価点の評価方法

価格評価点は、予定価格の制限の範囲内にあるものについて、次の計算式による。

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格（税込）} / \text{予定価格}) \times 100 \text{ 点} \quad [\text{小数点以下切り捨て}]$$

（3）技術評価点の評価方法

技術評価点は、別表の評価基準に基づいて評価を行い、評価項目ごとに得点を算出する。

（4）落札者の決定方法

評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、同点の場合は、くじ引きにより決定するものとする。